

～みずほ助けあい・支えあい活動助成事業～

みなさまの 地域福祉活動を応援します!!

【 事業経費の助成 】



助成額
1事業上限: **5万円**
(助成総額: **40万円**)

応募締切 **6月30日(金)必着**

2万円以下は書類審査のみ!



瑞穂区内のボランティアグループやNPO法人などが実施する、
【地域福祉活動の推進】を目的とする活動などに対して、事業経費を助成します。



たくさんのご応募お待ちしております。

手話通訳や要約筆記が必要な方は、6/16(金)までにお申し出ください。

社会福祉法人 名古屋市瑞穂区社会福祉協議会

Tel 841-4063

Fax 841-4080

web サイト <http://www.mizuho-shakyo.jp>

この助成事業は、『共同募金配分金』を財源としています。



★ 募 集 要 領 ★

1 目的

この事業は、共同募金を財源として地域住民の主体的な福祉活動への支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ることや、地域住民自らが率先して展開する活動に共同募金の財源を活用することで共同募金の使い道の透明化を図り、共同募金運動への理解を広めることを目的としています。

2 助成対象団体・事業及び助成額

(1) 対象

瑞穂区を拠点とし、区内の地域福祉を推進する NPO 団体、ボランティアグループ、社会福祉関係団体及び住民主体による地域の助けあいなどの地域福祉活動で、令和5年8月1日から令和6年3月31日の間に区内で実施する事業とします。

※次の活動は助成対象とはなりません。

- ★国または地方公共団体の補助制度が設けられている活動
- ★社会福祉協議会その他民間団体などの助成金を受けている、または受ける予定がある団体及び活動
- ★営利を目的とする活動
- ★活動の目的及び活動内容が、政治・宗教などに著しく偏っている活動
- ★その他、事業経費として不適当と認められるもの。(過度な飲食代、景品など)

(2) 助成額

1 団体 (1 事業) につき50,000円を上限とします。(総額400,000円)

ただし、書面審査のみの少額助成(2万円以下)についての総額は100,000円を上限とします。

3 助成申請の手続き

助成を希望する団体は、「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業 提出書類チェックリスト」(別添)の提出書類をチェックリストとともに、名古屋市瑞穂区社会福祉協議会(以下「本会」)窓口へ提出してください。なお、備品購入の助成を希望している場合は見積書等の写しも添付してください。

また、手話通訳や要約筆記が必要な団体は、6/16(金)までにお申し出ください。

4 審査方法

次の審査を経て、助成する団体及び助成額を決定します。

(1) 第一次審査(書面審査)

提出された書類に基づいて、本会事務局にて審査します。

※2万円以下の少額助成については、第1次審査で決定します。

(2) 第二次審査(公開プレゼンテーションによる助成審査会)

第一次審査を通過した団体については、公開プレゼンテーションを行っていただきます。

★日時 令和5年7月28日(金) 午後1時30分から

★場所 瑞穂区在宅サービスセンター 1階研修室

発表時間は、1団体(1事業)につき5~10分程度です。詳細については別途通知します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により書面審査のみに変更することがあります。

5 提出期限 令和5年6月30日(金)午後5時まで

6 提出・問合せ先

社会福祉法人 名古屋市瑞穂区社会福祉協議会(担当:山本)

〒467-0016 名古屋市瑞穂区佐渡町3-18 瑞穂区在宅サービスセンター

TEL 841-4063 FAX 841-4080 WEBサイト <http://www.mizuho-shakyo.jp/>

